

老人福祉法の届出について

介護保険法の訪問介護等のサービスを提供する事業者は、老人福祉法に基づく各種届出が必要です。

1. 届出対象事業

法律上の事業名の違い			
介護保険法上の事業名	老人福祉法上の事業名		
訪問介護 介護予防訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第一号訪問事業	老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	
通所介護 介護予防通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業		老人デイサービスセンター等	老人デイサービス事業
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護			老人短期入所事業
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護			小規模多機能型居宅介護事業
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護			認知症対応型老人共同生活援助事業
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)			複合型サービス福祉事業

2. 届出の時期

(1) 事業を開始する前

「老人居宅生活支援事業」を開始、又は「老人デイサービスセンター等」を設置する際は、介護保険法に基づく事業者指定申請のほかに、「**老人居宅生活支援事業開始届**」、「**老人デイサービスセンター等設置届**」を提出してください。

事業を行おうとする区域が複数に渡る場合でも、届出先は事業所所在地の所管庁のみで結構です。
なお、添付書類は、介護保険法に基づく事業者指定申請とは別に添付してください。

(2) 届出内容に変更が生じた場合

変更の日から1か月以内に「**老人居宅生活支援事業変更届**」、又は「**老人デイサービスセンター等変更届**」の提出が必要です。

(3) 事業を廃止(休止)する場合

廃止又は休止の日の1か月前までに「**老人居宅生活支援事業廃止(休止)届**」、又は「**老人デイサービスセンター等廃止(休止)届**」の提出が必要です。

届出の時期ごとに、各事業と必要な届出を整理すると、次の表のとおりとなります。

(1) 事業を開始する前

老人福祉法上の事業名	老人居宅生活支援事業 開始届	老人デイサービスセンタ ー等設置届
老人居宅介護等事業 小規模多機能型居宅介護事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 複合型サービス福祉事業	必要	—
老人デイサービス事業 老人短期入所事業	必要	必要

(2) 届出内容に変更が生じた場合

老人福祉法上の事業名	老人居宅生活支援事業 変更届	老人デイサービスセンタ ー等変更届
老人居宅介護等事業 小規模多機能型居宅介護事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 複合型サービス福祉事業	必要	—
老人デイサービス事業 老人短期入所事業	必要	必要

(3) 事業を廃止(休止)する場合

老人福祉法上の事業名	老人居宅生活支援事業 廃止(休止)届	老人デイサービスセンタ ー等廃止(休止)届
老人居宅介護等事業 小規模多機能型居宅介護事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 複合型サービス福祉事業	必要	—
老人デイサービス事業 老人短期入所事業	必要	必要

3. 届出先(次の宛先に郵送してください。)

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 事業者指定係